

卓 話

平成15年7月22日

税理士と税理士会

田辺 雅範 会員



「税理士法」という法律があります。これは、昭和26年に制定され、その後何度かの改正があり、最新のものは平成13年改正、平成14年4月より施行されたものです。

昭和17年2月に戦時立法として「税務代理士法」が制定され、納税者の税務代理を職業とする公的資格制度の誕生が税理士の始まりです。戦後になって、昭和22年に所得

税、法人税、相続税に申告納税制度の導入、昭和25年のシャープ勧告に基づく税制改革が行われ、昭和26年6月に「税理士法」が制定されました。

昭和31年の改正で税理士登録をして、税理士会に入会しなければ税理士業務がおこなえなくなり、昭和36年の改正で登録事務が日本税理士会連合会に委譲されました。昭和55年の大改正で、税理士の使命の明確化、対象税目の拡大(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税、法定外目的税以外の租税全般)、登録即入会、研修の義務化、税理士会の支部設置が明文化されました。平成13年の改正では、税務訴訟における出廷陳述権制度、税理士試験制度についての変更、税理士法人制度、税理士業務報酬規定(最高限度額)の廃止などがありました。

税理士法では、第1条で税理士の使命として、「税理士は、租税に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と定められています。第2条で税理士の業務として、「税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。」とし、税務代理、税務書類の作成、税務相談を業務とし、「付随して、財務諸表の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。」としています。第3条には税理士の資格として、税理士試験に合格した者、試験免除の者(以上二者は実務経験が2年以上必要)、弁護士、公認会計士が資格を有するとしています。第4条では税理士となれない者(欠格条項)が定められており、以下に税理士試験、登録、税理士の権利及び義務、税理士法人、税理士会及び日本税理士会連合会、雑則、罰則と決められています。

税理士会は、国税局の管轄区域ごとに、一つの税理士会を設立することと定められて

おり、一つの税務署の管轄区域ごとに支部を設けるとされています。また、全国の税理士会により日本税理士会連合会を設立するとなっています。なお、税理士会及び日本税理士会連合会は、税理士法に基づいて設立される団体という位置付けです。

現在、全国に15の税理士会があり(国税局は12局)、岐阜県の税理士はそのうちの名古屋税理士会(名古屋国税局の管轄区域)に所属しています。名古屋税理士会は、岐阜県及び愛知県のうち名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、豊明市、日進市、西春日井郡、愛知郡、知多郡(名古屋市内の各税務署と半田税務署管轄区域)がエリアで、その中に17支部があります。岐阜県には7支部(7税務署)、941名と12法人(名古屋税理士会全体では、3,732名と52法人、いずれも平成15年3月31日現在)が会員となっています。名古屋国税局管轄区域の東海4県の中で、上記以外の区域は東海税理士会のエリアとなっています。

税理士は、このような法律と組織のもとで税理士登録と同時に税理士会に入会し税理士業務を行っています。日常的に税理士が接触するのは、ほぼ事業者に限られますので、皆様方には税理士についての知識はお持ちですが、それ以外の方には税理士という名称は知っていても業務内容まではあまりご存知ではないようです。所得税の確定申告時期に開催する税理士による無料税務相談などには、事業者以外のかたもいらっしゃいますが、よく税務署や役場の職員と間違えられます。事業者の方でも、計理士と混同されることもあります。このため、税理士会としても税理士と税理士業務及び税理士の行う税務援助についてのPRのためにラジオやテレビで広報を行っておりますが、予算の制限もあり、所得税の確定申告時期に向けてのスポット広告程度となっています。また、高校などでの租税教室の開催を積極的に進めるようにしていますが、税理士会主導の広報はまだまだのようです。

最後に、税務代理等の税理士業務は税理士のみしか出来ません。無料であっても税理士業務を税理士以外の者が行うことは違法です。税理士は税理士法によって規制されている部分もあり、たとえば、ある団体の顧問をしても、その団体の会員等の税務代理等はできないことになっております。また、税理士には守秘義務も課せられております。税理士は、先に申し上げました、税理士法第1条の使命を第2条の業務を通じて実現を図ろうとしている者です。事業者をはじめとした納税者のお役に立ちたいと常に研鑽もしております。税務のことは、皆様方企業の顧問税理士やお知り合いの税理士に是非ご相談いただくようお願いいたします。

名古屋税理士会のホームページのアドレスは、 <http://www.meizei.or.jp/>